

来庁不要

オンラインで『従業者変更』できます

(博多衛生課独自の取組みとなります。)

①福岡市の公式ホームページから様式をダウンロードする



検索エンジンを使用する場合は、「福岡市 環境衛生様式」で検索してください。

②様式に記入する

Word形式でパソコン入力 もしくは PDF形式を印刷して手書き をお願いします。

③「雇入」の場合は「医師の診断書」を病院で発行してもらう



- ・雇入の場合、結核、皮膚疾患等に関する医師の診断書が必要です。
- ・発行後、3ヶ月以内の場合のみ有効です。
- ・参考様式をご活用ください。

検索エンジンを使用する場合は、「福岡市 環境衛生様式」で検索してください。

④博多衛生課の従業者変更専用アドレスへ電子メールを送信する

件名:「施設名称」

本文:「担当者氏名」及び「担当者携帯番号」

を記載後、右に示す書類を添付してください。

ribihenkou.HAWO
@city.fukuoka.lg.jp



「スキャン」もしくは「写真」をお願いします

- ・記入後の届出様式
- ・(雇入の場合)
理容師免許証・美容師免許証
- ・(雇入の場合)
③で準備した医師の診断書
- ・(管理理容師・管理美容師設置の場合)
講習会の修了証書

【組織名称変更のお知らせ】

令和6年7月1日以降、組織名称が
「博多保健所衛生課」から
「福岡市保健所博多衛生課」へ変更されました。
※申請窓口の場所・電話番号に変更はありません

【お問い合わせ先】

福岡市保健所博多衛生課環境係
博多区博多駅前2-8-1 (博多区役所6階)
TEL 092-419-1125